

自宅外（アパート等）予定者用記入例

給付(新制度)

進学形態変更届(自宅外通学)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

提出日	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日
学籍番号	

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の場合は不備返送となります。

大学 長野県立 短期大学 学校	学部 課程	学科(科) 研究科	1 年次	フリガナ ナガノ ハナコ	氏名 (自署) 長野 花子
--------------------	----------	--------------	------	-----------------	---------------------

契約期間は賃貸借契約書等に記載の契約期間を記入してください。家賃発生年月日は基本的に契約期間開始日にあたりますが、フリーレント（家賃の発生しない）機関がある場合は、正確な発生年月日を記入してください。

採用候補者決定通知登録番号 (注1・注2)	進学届入力日 (注1)
	月 日

注1) 予約採用者で、奨学生番号付番号に提出する場合は、採用候補者決定通知登録番号及び進学届入力日を記入してください。

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知書に記載されている登録番号を記入してください。

「対称区分」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認
を記入し、証明書類を添付) ⇒ A B C D E F G

自宅外への入居日	西暦 年 月 日	入居	入居日(または採用決定日)から届出日(注3)まで3か月以内→入居日の属する月が変更始期(注4) 入居日(または採用決定日)から届出日(注3)まで3か月経過→届出日の属する月が変更始期(注4)
契約期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日		
家賃・寮費発生年月日 (注5)	西暦 年 月 日	いずれかに該当する場合 <input checked="" type="checkbox"/> を記入	<input type="checkbox"/> フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生。 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当。

賃貸借契約書等に記載された住所を記入してください。

自宅外住所	
生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 氏名: 〒
生計維持者②(現住所)	生計維持者②(続柄:) 氏名: 〒

進学届で入力される生計維持者を記入してください。

主に通学しているキャンパスの住所
〒 380-8525 長野県長野市三輪8丁目49番7号

自宅外要件	下記①～④に当てはまるかどうか <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 ①～④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。	当てはまる
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合		
1. ①～④に当てはまらない場合は必須です。学業に関連がない場合は、認められません。	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)	
	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)	
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)	
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)	
2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に"入寮義務有"と記入してください。	⑤その他やむを得ない特別な事情	詳細: <input checked="" type="checkbox"/> いずれかに✓を記入してください。

(注3) 自宅外通学事務処理センターにおいて自宅外通学に係る証明書類の受付をした日となります。
(注4) 自宅外通学への変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注5) 家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例: 契約期間が2023年4月1日から2024年3月31日までであり、家賃が4月1日から発生している場合は2023年4月1日を記入。)
「住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当」にチェックされる場合、家賃・寮費発生年月日と自宅外への入居日は同じ日付を記入してください。

・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更届(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。
・通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。(学校を通じてお渡しします。)

・自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です

【記入の際の注意事項(進学前に提出される学生向け)】

- ※赤い枠の部分、漏れなく正確に作成しましょう。記入漏れ、誤記入、整合性が確認できない場合等は不備で返送されます。不備なく審査が完了するまでは自宅外月額は振り込まれませんので注意してください。
- ※通学形態変更届の他に提出する書類が足りない場合も不備となりますのでご注意ください。
- ※採用候補者決定通知書に「採用候補者決定通知登録番号」が記載されているか確認し、必ず記入してください。
- ※様式作成にあたっては「証明書類との照合例」及び自宅外通学要件確認チャートも併せて確認してください。